

## 福祉車両（しあわせ号）貸出要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、在宅において身体障害児(者)及び高齢者等が通院又は公共施設等を利用するためリフト付き軽ワゴン車(以下「しあわせ号」という。)を貸出すことによって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

### （貸出対象）

第2条 しあわせ号を利用できる者は、睦沢町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する個人又は、団体とする。

- (1) 身体障害児(者)及び高齢者を介護する家族
- (2) 身体の疾病或いは、ゲガ等により歩行が困難なものを介護する家族
- (3) 社会福祉団体
- (4) その他会長が必要と認めたもの

### （費用負担）

第3条 貸出した車両に要する燃料は、利用者が負担し、その額は1キロメートル当たり30円とする。

2 次の各号の一に該当する利用者については、利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 社会福祉団体
- (3) その他会長が認めたもの

### （貸出機関）

第4条 しあわせ号の貸出期間は、原則として1日とする。ただし、特別な事情等により延長が必要なときは、会長の許可を受ければこの限りではない。

### （利用者の遵守事項）

第5条 利用者は、道路交通法を遵守し、常に安全運転に努めなければならない。

2 利用者は、交通事故等によりしあわせ号に損傷が生じた場合は、直ちに会長に報告し指示を受けなければならない。

3 利用者は、借受けたしあわせ号を利用者以外の第三者に貸出してはならない。

### （利用申請）

第6条 しあわせ号を利用しようとする者は、原則として使用日の2日前までに福祉車両利用申請書(別記第1号様式)を会長に提出しなければならない。

### （使用後の返還）

第7条 利用者は、使用が終わったときは清掃の上、管理者に引き渡さなければならない。

(賠償責任)

第8条 しあわせ号の使用中に生じた交通災害については加入保険による賠償の範囲内とする。

2 利用者の故意又は、過失により発生した損傷については利用者がその賠償を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この公示は、平成30年4月1日から施行する。